

茅ヶ崎市議会新型コロナウイルス対策会議要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、茅ヶ崎市議会新型コロナウイルス対策会議（以下「対策会議」という。）の開催及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催)

第2条 議長は、次のいずれかに該当するときは対策会議を開催することができる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の感染拡大防止に向けた取組をする必要があるとき
- (2) 茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策本部等から、感染症に係る重要な情報提供を受けたとき
- (3) 感染症について、議員への感染が確認されたとき
- (4) 感染症について、議会事務局職員への感染が確認されたとき
- (5) その他議長が特に必要があると認めたとき

2 前項の場合において、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときにあつては、副議長が議長の職務を行う。

3 前2項の場合において、議長及び副議長共に事故があるとき又は欠けたときは、議会運営委員会委員長（議会運営委員会委員長に事故があるとき又は議会運営委員会委員長が欠けたときにあつては、議会運営委員会副委員長）が、議長の職務を行う。

(構成)

第3条 対策会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 議長及び副議長
- (2) 議会運営委員会の委員長及び副委員長
- (3) 会派（所属議員が3人以上である会派に限る。）の代表者

(協議事項等)

第4条 対策会議は、次に掲げる事項について協議、確認（以下「協議等」という。）するものとする。

- (1) 感染症の拡大防止に向けた取組について
- (2) 今後の会議（委員会を含む。）の開催方針について
- (3) 議会運営委員会の開催について
- (4) 議員への情報の提供について
- (5) 執行部への情報の提供について
- (6) 議事堂の消毒について
- (7) 感染に係る事実確認、情報共有等について
- (8) その他議長が必要と認める事項について

2 前項の対策会議は、議事堂において行うものとする。ただし、感染症拡大防止の観点から必要があると認めるときは、この限りでない。

3 第1項第5号に係る協議等に当たり、議長が必要と認めるときは、あらかじめ議員から情報の提供を受けることができる。

(議長による処理等)

第5条 前条第1項の協議等について、緊急を要し会議を招集する時間的余裕がないとき又は簡易な案件で協議等を要しないと認められるときは、議長において処理することができる。

2 議長は、必要があると認めるときは、議員（第3条各号に掲げる議員を除く。）の参集を求めることができる。

(保健所の指示等)

第6条 協議等は、適宜保健所の指示・指導を踏まえ実施するものとする。

(庶務)

第7条 対策会議の庶務は、議会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月24日から施行する。